



Title	阜陽漢墓一号木牘章題と定州漢墓竹簡『儒家者言』：『新序』『説苑』『孔子家語』との関係
Author(s)	福田, 哲之
Citation	中国研究集刊. 2005, 39, p. 64-84
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60961
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

阜陽漢墓一号木牘章題と定州漢墓竹簡『儒家者言』 ——『新序』『說苑』『孔子家語』との関係——

福田 哲之

序言

筆者は前稿「阜陽漢墓木牘章題考——一号・二号木牘を中心として——」（『中国研究集刊』第三十七号、二〇〇五年）において、阜陽双古堆一号漢墓から出土した一号木牘章題と二号木牘章題および『說類雜事』（以下、『說類簡と略記』（注）を同種の著作と見なす胡平生「阜陽双古堆漢簡与『孔子家語』」（『国学研究』第七卷、北京大学出版社、二〇〇〇年）の見解について検討を加え、一号木牘章題の説話には儒家に関わる主題の共通性が認められるのに対し、二号木牘章題の説話には為政者に対する諫言という主題・構造の共通性が認められることから、両者はそれぞれ編述意図を異にする別種の著作の章題で

あることを明らかにした。この結論によれば、一号木牘章題と二号木牘章題および『說類簡』は同種の著作であるとの前提から、『孔子家語』は孔安国によって『新序』や『說苑』と共通の母体から編述されたとする胡氏の見解についても、再考の余地が生ずる。そこで本稿では先の検討を踏まえ、一号木牘章題と定州漢墓竹簡『儒家者言』との関係、さらにこれらの出土文献と『新序』『說苑』『孔子家語』などの伝存文献との関係について考察を加えてみたい。

はじめに、一号木牘章題と『儒家者言』の概要を記す。一号木牘章題については、前稿と重複する部分のあることをあらかじめ断っておきたい。

一号木牘章題は、一九七七年に安徽省阜陽県双古堆一

号漢墓から出土した。墓主は副葬品の銘文や紀年などの検討から汝陰侯夏侯竈と見なされ、その卒年が文帝十五年（前一六五）であることから、阜陽簡牘の下限は卒後一年を降らないと推定されている。一号木牘章題は同出の二号木牘章題および二号木牘章題と同類の内容をもつ竹簡（『説類』簡）とともに、韓自強『阜陽漢簡《周易》研究』（上海古籍出版社、二〇〇四年）所収「附録一 阜陽西漢汝陰侯墓一号木牘《儒家者言》章題」「附録二 阜陽西漢汝陰侯墓二号木牘《春秋事語》章題及相關竹簡」に図版・摹本・釈文が公表された。「附録一」所収「一号木牘《儒家者言》章題釈文考証」によれば、一号木牘は、長さ二十三cm、幅五・四cm、厚さ〇・一cm、木牘の正面と背面とをそれぞれ上中下三段に区切つて、右から左に章題が書写されている。正面は上段が七行、中段が八行、下段が九行、背面は上段・中段が各九行、下段が五行で、末尾に「右方□□字」とあり、全部で四十七条の章題を有する。内容は大半が孔子およびその弟子の言行を記したものであり、いくつかの字跡の不鮮明な章題をのぞき、大部分が先秦と西漢時期の著作中に見え、『説苑』『新序』『孔子家語』などの伝存文献との間に密接な関連がうかがわれるという。

一方、定州漢墓竹簡『儒家者言』は、一九七三年に河

北省定州八角廊四十号漢墓から『論語』や『哀公問五義』『太公』など七種の竹簡とともに出土した。これらは盗掘の際の火災で散乱・炭化して塊状になり、完全な竹簡はほとんどないという深刻な状態であり、その上、一九七六年七月の唐山大地震によつて竹簡の一部が損壊するという事故に見舞われ、整理作業は一時停滞したが、一九八〇年に成立した定県漢墓竹簡整理組の尽力によつて基本的な整理が完了した。『儒家者言』という書名は、孔子や孔門弟子の言行を中心とする内容から、定県漢墓竹簡整理組によつて名付けられたもので、『文物』一九八一年第八期に同整理組「《儒家者言》釈文」および「定県40号漢墓出土竹簡摹本（図八一―一二）」が公表された。『儒家者言』釈文は『説苑』と対応する第一章から第十六章までを『説苑』の篇章の順に、『新序』と対応する第十七章から第二十章までを『新序』の篇章の順に排列し、両者に見えない内容を第二十一章から第二十七章までにまとめている。同誌に掲載された何直剛「《儒家者言》略説」によれば、残存二十七章のうち佚文四章を除く二十三章は、『礼記』『大戴礼記』『晏子春秋』『荀子』『呂氏春秋』『新書』『説苑』『新序』『韓詩外伝』『孔子家語』『史記』『淮南子』などの伝存文献と同類の記述があり、なかでも『孔子家語』が十章、『説苑』が十六章に上り、『論

語』と類似した主題をもつ章も見いだされるという。なお、定州八角廊四十号漢墓の墓主は、墓葬の規模や副葬品、竹簡の紀年などの検討により、西漢中山懷王劉脩と見なされ、その卒年が宣帝の五鳳三年（前五五）であることから、定州漢墓竹簡はそれ以前の書写と推定されている^{（注2）}。したがって、仮に書写年代の下限によって算定すれば、定州漢墓竹簡『儒家者言』は阜陽漢墓一号木牘章題より約一一〇年後の書写となる。

検討にあたって留意すべきは、一号木牘章題は各章の冒頭部分を章題として引用する形式をもち、他方『儒家者言』は缺損が甚大で残存する各章の一部が断片的に知られるに過ぎないため、そのままでは内容を把握しがたいという点である。こうした資料上の制約にもかかわらず、両者の内容についての比較検討が可能となるのは、両者の章の多くと『新序』『說苑』などの伝存文献との間に本文の緊密な共通性が見いだされることによる。したがって以下の比較にあたっては、一号木牘章題および『儒家者言』とともに伝存文献の本文を並記し、共通する語句を傍線で示した^{（注3）}。なお、複数の伝存文献に同様の内容が見いだされる場合は、最も共通性の高い伝存文献の本文を掲げた。

一 一号木牘章題と『儒家者言』との関係

本章では、一号木牘章題と『儒家者言』との関係について考察を加える。一号木牘章題と『儒家者言』とに同様の内容が見られる点については、すでに胡平生「阜陽双古堆漢簡与《孔子家語》」や韓自強「一号木牘《儒家者言》章題积文考証」に指摘がある。以下に共通の十四章とそれぞれに対応する伝存文献とを番号を付して列挙する。

- ① 一号木牘第四章「孔子之匡」——『儒家者言』十二——『說苑』雜言
- ② 一号木牘第六章「白公勝弑其君」——『儒家者言』二十——『新序』義勇
- ③ 一号木牘第八章「齊景公問子轅子誰師」——『儒家者言』九——『說苑』善說
- ④ 一号木牘第十一章「趙襄子謂中尼」——『儒家者言』十——『說苑』善說
- ⑤ 一号木牘第十二章「孔子臨河而歎」——『儒家者言』十一——『說苑』權謀
- ⑥ 一号木牘第十九章「子路行辭中尼敢問新交取親」——『儒家者言』十四——『說苑』雜言

⑦ 一号木牘第二十三章「子贛問孔子曰賜爲人下」——『儒家者言』二——『說苑』臣術

⑧ 一号木牘第二十八章「孔子之楚有獻魚者」——『儒家者言』六——『說苑』貴德

⑨ 一号木牘第三十八章「孔子間處氣焉歎」——『儒家者言』七——『說苑』尊賢

⑩ 一号木牘第三十九章「曾子有疾公孟問之」——『儒家者言』十六——『說苑』修文

⑪ 一号木牘第四十章「楚伐陳陳西門燔」——『儒家者言』四——『說苑』立節

⑫ 一号木牘第四十三章「晏子聘於魯」——『儒家者言』二十一——『韓詩外傳』卷四

⑬ 一号木牘第四十四章「子路行辭中尼中尼曰曾女以車」——『儒家者言』十五——『說苑』雜言

⑭ 一号木牘第四十六章「孔子之周觀大廟」——『儒家者言』八——『說苑』敬慎

これらの十四章は、伝存文献を仲介とした相互比較によつて、一号木牘章題と『儒家者言』との共通性が明らかとなる。そこで、以下にその具体例として、それぞれ『新序』『說苑』『韓詩外傳』と対応する②・⑦・⑫の三章を掲げておく。

② 一号木牘章題第六章

白公勝弑其君

・『儒家者言』二十

……之屈廬、曰32……與我將舍子。子不我與將殺子。

屈廬62……乎。且吾聞802……□臨死不怒。夫人臣

□653……勝乃內其劍。973

・『新序』卷八、義勇

白公勝將弑楚惠王、王出亡。令尹司馬皆死。拔劍而

屬之於屈廬、曰、子與我、將舍子。子不與我、必殺

子。廬曰、子殺叔父、而求福於廬也、可乎。吾聞、

知命之士、見利不動、臨死不恐。爲人臣者、時生則

生、時死則死、是謂人臣之禮。故上知天命、下知臣

道、其有可劫乎、子胡不推之。白公勝乃內其劍。

⑦ 一号木牘章題第二十三章

子贛問孔子曰賜爲人下

・『儒家者言』二

子贛問孔子曰、賜爲人下、如不知爲910……下。孔

子曰、「爲人下者、其猶士乎。種」701……「得五谷

焉、厥之得甘泉焉、草木植」1069……禽獸伏焉、生

人立焉、死人入焉、多708……□其言。爲人下者、其

猶士乎930

・『説苑』卷二、臣術

子貢問孔子曰、賜爲人下、而未知所以爲人下之道也。
孔子曰、爲人下者、其猶土乎。種之則五穀生焉、掘之則甘泉出焉、草木植焉、禽獸育焉、生人立焉、死人入焉、多其功而不言。爲人下者、其猶土乎。

⑫ 一号木牘章題第四十三章

晏子聘於魯

・『儒家者言』二十一

……〔於魯〕684……〔□□〕如趨、受玉682……臣敢不趨乎。君之641……受敝卑、臣敢662……

・『韓詩外伝』卷四

晏子聘魯、上堂則趨、授玉則跪。子貢怪之、問孔子曰、晏子知禮乎。今者晏子來聘魯、上堂則趨、授玉則跪。何也。孔子曰、其有方矣。待其見我、我將問焉。俄而晏子至、孔子問之。晏子對曰、夫上堂之禮、君行一、臣行二。今君行疾、臣敢不趨乎。今君之授幣也卑、臣敢不跪乎。孔子曰、善、禮中又有禮。賜寡使也、何足以識禮也。詩曰、禮儀卒度、笑語卒獲。晏子之謂也。

一号木牘章題と『儒家者言』とに十四の共通章が見いだされることは、両者の密接な関係を物語るが、同時に

注意を要するのは、一号木牘章題と『儒家者言』との間には、一方のみに見える章も相当数存在する点である。そこで次に、こうした両者の相違点について検討を加えてみよう。

一号木牘章題全四十七章において摩滅により判読し得ない第十六章を除く四十六章のうち、『儒家者言』に見えない章は三十二章あり、一方『儒家者言』に残存する二十七章のうち、一号木牘章題に見えない章は十三章ある。ただし、ここで留意すべきは、一号木牘章題は一部に缺損を含むもののほぼ全体にわたる検討が可能であるのに対し、『儒家者言』の方は缺失により原状を把握し難いため、一号木牘章題に存して現存の『儒家者言』に見えない章については『儒家者言』原本に存在したか否かを明らかにし得ない点である。したがって、両者の全面的な比較は困難としなければならず、以下においては『儒家者言』に存して一号木牘章題に見えない章を中心とした比較分析に偏らざるを得ない。

『儒家者言』に存して一号木牘章題に見えない十三章のうち、一・三・十三・二十四・二十五・二十六の六章は孔子や弟子の説話であり、二十二・二十三は、『礼記』祭義・『大戴礼記』曾子本孝・曾子大孝に見える孔子あるいは曾子の言説と合致し、二十七は『論語』八佾篇第十

七章との関連が認められる(注4)。

それでは、十三章のうち孔子や弟子と直接的な関連をもたない五・十七・十八・十九の四章について検討を加えてみよう。まず『儒家者言』各章の残存本文と対応する内容をもつ伝存文献とを記号を付して順に掲げる。

A 『儒家者言』五

……桓公謂管仲曰、諸侯……管仲對曰、〔非天子〕
1088不出境。桓公1119……今予不道2489……割燕君
之所至、如予之。諸616……

・『說苑』卷五、貴徳

齊桓公北伐山戎氏、其道過燕。燕君逆而出境。桓公
問管仲曰、諸侯相逆、固出境乎。管仲曰、非天子不
出境。桓公曰、然則燕君畏而失禮也。寡人不道、而
使燕君失禮。乃割燕君所至之地、以與燕君。諸侯聞
之、皆朝於齊。詩云、靖恭爾位、好是正直、神之聽
之、介爾景福。此之謂也。

B 『儒家者言』十七

……張网者四面張、如祝之□630……□□者、四方來
者、皆麗689……予欲左者左、欲右者右、欲高者〔高〕
692……□者下。請受其犯命者、漢〔隋之□〕1048…
…之曰、湯之徳及禽獸矣。故吾702……卅餘國來服。

654

・『新序』卷五、雜事五

湯見祝網者置四面。其祝曰、從天墜者、從地出者、
從四方來者、皆離吾網。湯曰、嘻盡之矣。非桀孰爲
此。湯乃解其三面、置其一面。更教之祝曰、昔蛛蝥
作網。今之人循序、欲左者左、欲右者右、欲高者高、
欲下者下。吾取其犯命者、漢南之國聞之曰、湯之徳
及禽獸矣。四十國歸之。人置四面、未必得鳥。湯去
三面、置其一面、以網四十國。非徒網鳥也。

C 『儒家者言』十八

……〔王〕居郾、使人治池、得人603……曰、賓之。
吏曰、此母主矣。文王曰、□709……「家之主也。〔長
一國者、一國〕626……也。長天下者、天下〔注5〕……
之人聞之、□934……

・『新序』卷五、雜事五 「周文王作靈臺」

周文王作靈臺、及爲池沼、掘地得死人之骨。吏以聞
於文王、文王曰、更葬之。吏曰、此無主矣。文王曰、
有天下者、天下之主也。有一國者、一國之主也。寡
人固其主、又安求主。遂令吏以衣棺更葬之。天下聞
之、皆曰、文王賢矣。澤及朽骨、又況於人乎。或得
寶以危國。文王得朽骨以喻其意、而天下歸心焉。

D『儒家者言』十九

崔子□□961……□公。劫晏子於囿上曰、子□897…
…我將舍子。子不我與、將殺子□□□703……可之。
晏子劫之933……〔□其志、非惠也。□也〕以〕748…
…非義也。子何不誰之。崔922予舍之。晏子936…
□其僕將馳。晏子曰、□7188……安之成節661

・『新序』卷八、義勇

崔杼弑莊公、令士大夫盟者皆脫劔而入、言不疾指不
至血者死。所殺十人。次及晏子。晏子奉栢血仰天歎
曰、惡乎崔子將爲無道、殺其君、盟者皆視之。崔杼
謂晏子曰、子與我、我與子分國。子不吾與、吾將殺
子。直兵將推之、曲兵將句之。唯子圖之。晏子曰、
嬰聞回以利而背其君者、非仁也。劫以刃而失其志者、
非勇也。詩曰、愷悌君子、求福不回。嬰可謂不回矣。
直兵推之、曲兵鉤之、嬰不之回。崔子舍之。晏子趨
出、授綏而垂。其僕將馳。晏子拊其手曰、虎豹在山
林、其命在庖厨。馳不益生、緩不益死。按之成節、
然後去之。詩云、彼已之子、舍命不渝。晏子之謂也。

これらの各章に登場する人物について注目されるのは、
Aの桓公・管仲は『論語』憲問篇第十六・十七・十八章、
Bの湯は顔淵篇第二十二章、Cの文王は子罕篇第五章、

Dの晏嬰は公治長篇第十七章にその名が見え、いずれも
孔子が尊崇した聖王や先人という共通性を有している点
である(注⑥)。したがって『儒家者言』に存して一号木牘
章題に見えない十三章のうち、孔子や弟子と直接的な関
連をもたない四章についても、孔子が尊崇した聖王や先
人の言行であるという点で儒家との間に密接な関連が認
められ、『儒家者言』に残存する章はすべて儒家にかかわ
る主題をもつことが確認される。

孔子が尊崇した聖王や先人の言行を記す四章は、一号
木牘章題には見えない『儒家者言』の特色として注目さ
れるが、両者の関係を理解する上でむしろ重視すべきは、
一号木牘章題と『儒家者言』とは相互に重複する内容を
もち、両者ともに孔子や弟子の言行を中心とする儒家
系著作であるという顕著な共通性を示す点である。この
点に関連して想起されるのは、劉向『別録』佚文の記事
である。『別録』はすでに大半が散佚したが、『戦国策』
『管子』『晏子』『荀子』などにその一部が付載され、西
漢期の書物の実態を伝える貴重な証言となっている。こ
れらの記事で注目されるのは、校定のために宮中や諸家
から集められた書物において、同じ著作とされるテキス
トの篇数に顕著な相違が見られ、しかも相互に重複した
部分をもち、内容にも出入りがあったという点である。

例えば「管子叙録」(注こ)には、

校讎する所の中の管子書は三百八十九篇、中大大夫
卜圭の書は二十七篇、臣当参の書は四十一篇、射声
校尉立の書は十一篇、太史の書は九十六篇。凡そ中
外の書は五百六十四篇。以て校べて復重四百八十四
篇を除き、八十六篇を定著し、殺青し而して書して
繕写すべからしむなり。

とあり、篇数の最多は中書(秘府)所蔵の三百八十九篇、
最少は射声校尉立所蔵の十一篇で、劉向は収集された内
外のテキスト延べ五百六十四篇のうち、重複する四百八
十四篇を除き、八十六篇を定本としている。同様の状況
は、『晏子』『荀子』『列子』など他の叙録にも認めるこ
とができる。つまり当時においては、同じ著作とされる
テキスト間の篇数が相違し、内容に出入りがあることは
むしろ一般的な状況であり、それらが同一の著作と認定
されるためには、重複部分の存在や文獻的性格の共通性
が重要な指標であつたと考えられる。同時期におけるこ
のようなテキスト流布の実態を踏まえるならば、十四の
共通する章と儒家系の著作としての共通した性格をもつ
一号木牘章題と『儒家者言』とを、同種の著作と見るこ
とは十分に可能であろう。すなわち両者は、孔子や弟子

の説話を中心とした『論語』とは別種の儒家系著作が、
西漢期に流布していたことを具体的に実証する資料と見
なされるのである。

二 『新序』『説苑』との関係

それでは一号木牘章題・『儒家者言』にかかわる儒家系
著作は、『新序』『説苑』や『孔子家語』などの伝存文獻
といかなる関係を有するのであろうか。本章では、まず
伝存文獻の中でもとくに密接な本文の共通性を示す『新
序』『説苑』との関係について考察を加えてみよう。

『新序』『説苑』が西漢末の劉向の編述にかかることは、
『漢書』芸文志(諸子略・儒家)の「劉向所序六十七篇」
に付された「新序・説苑・世説・列女伝頌図なり」との
班固自注から明らかである(注8)。また『漢書』劉向伝に
は、

向、俗の弥奢淫^{いふよ}し、而して趙・衛の属微賤より起
り、礼制を踰^こゆを睹^みて、向以為^{おも}えらく王教は内由
り外に及ぼし、近き者自り始むと。故に詩書に載す
る所の賢妃貞婦の国を興し家を頭^{かぶ}わして法則とすべ
きもの、及び孽嬖の乱亡せる者を採取し、序次して

列女伝を為る。凡そ八篇。以て天子を戒む。及び伝記・行事を采りて、新序・説苑凡そ五十篇を著し、之を奏す。

とあり、『新序』『説苑』は「王教は内由り外に及ぼし、近き者自り始む」との意図から「天子を戒」めるために編述された『列女伝』に連なる著作として、皇帝の法戒の資となる「伝記・行事」を採輯して成ったものであることが知られる。さらに『説苑』との関係から注目すべきは、以下の劉向「説苑叙録」の存在である(注9)。

護左都水使者光禄大夫臣向言。校する所は中書の説苑雜事、及び臣向の書、民間の書なり。誣して校讎するに、其の事類衆多、章句相溷れ、或いは上下謬乱し、次序を分別し難し。新序と復重する者、其の余の者の浅薄にして義理に中らざるを除去し、別に集めて以て百家の後と為す。類を以て相い従わしめ、一条条して篇目を別ち、更に以て新事を造ること、十萬言以上。凡そ二十篇、七百八十四章、号して新苑と曰う。皆な観る可し。臣向昧死。

これによれば、『説苑』は先行の『説苑雜事』にもとづき再編増補されたものであり、「新序と復重する者……を

除去し」との記述から、『新序』はすでに『説苑』編述時に成立し、『説苑雜事』との間に重複があったことが知られる。この「説苑叙録」については、伝存する他の叙録に比して体裁が整わず簡略であるとの理由により、後人の仮託とする説が提出されてきた。しかし阜陽簡牘出土によつて、『説苑』との間に密接な共通性をもち、同時に『新序』との重複も見られる『説苑雜事』のごとき著作の存在が明らかとなり、「説苑叙録」の信憑性が具体的に裏付けられたことから、一概に仮託と断定するのは困難であると考えられる。そこで以下の検討においては、阜陽簡牘と「説苑叙録」とを関連付けながら『説苑』の成立過程について考察を加え、前章で指摘した一号木牘章題・「儒家者言」にかかわる儒家系著作と『説苑』との関係を究明してみたい。

一号木牘章題と二号木牘章題および『説類』簡はいずれも『説苑』に先行し、しかも内容・本文の両面において『説苑』と共通する章を有している。したがって、これらと『説苑』の中心的母体である『説苑雜事』との間には何らかの関連を想定し得る。ただし、ここで問題となるのは、一号木牘章題と二号木牘章題および『説類』簡とは別種の著作であるため、これらを一括して『説苑雜事』と関連付けることはできないという点である。そ

ここで、あらためて一号木牘章題と二号木牘章題および『説類』簡との内容や性格の相違に注目すると、一号木牘章題のような孔子や弟子の言行を中心とする儒家系著作と『説苑雜事』という名称とを結び付けることは困難であるのに対し、春秋戦国期の多様な故事からなる二号木牘章題や『説類』簡のような著作が『説苑雜事』と称された可能性はきわめて高いと考えられる。さらに重視すべきは、二号木牘章題の説話に為政者の行為に対して臣下などが諫言や助言を行うという共通した主題・構造が認められ、この説話集がもとも法戒書としての性格を有したと見なされる点である。また、全容が未公表のため把握しがたい点が残るものの、『説類』簡にも諫正にかかわる内容が多く見いだされ、さらに歴史故事のもつ機能という点からも、同様に法戒書としての性格を認めることができる。こうした状況を踏まえるならば、皇帝の法戒の資となる「伝記・行事」を採録した『説苑』の性格は、すでにその中心的母体である『説苑雜事』に備わっていたと見なされ、劉向が既存の『説苑雜事』を再編増補する形で『説苑』を編述した背景が明瞭に理解されるのである。

『説苑雜事』が二号木牘章題や『説類』簡のような故事説話集の系統に属する著作であったとすれば、あらた

めて問題となるのは、一号木牘章題・『儒家者言』と『説苑』との関係である。まず留意すべきは、上述のごとく、二号木牘章題・『説類』簡には、一号木牘章題・『儒家者言』のような孔子や弟子の言行を中心とする儒家系著作としての要素をほとんど見いだし難い点である。したがって、これまでの検討を踏まえるならば、『説苑』の中心的母体である『説苑雜事』においても、儒家的色彩は比較的稀薄であつた可能性が指摘される。

ところで、『説苑』が先行の著作に見える説話の編輯物という性格をもつことは、すでに定説となっている。例えば、左松超「説苑集証自叙」(『説苑集証』文史哲出版社、一九七三年)は『説苑』が引用する文献として、『左氏伝』『公羊伝』『礼記』『大戴礼』『管子』『晏子春秋』『莊子』『荀子』『韓非子』『呂氏春秋』『淮南子』『賈子』『国語』『戦国策』『尚書大伝』『韓詩外伝』『史記』を挙げ、その中でも『晏子春秋』『荀子』『呂氏春秋』『淮南子』『戦国策』『韓詩外伝』がとりわけ多く、具体例として『晏子春秋』による三十七条を列挙している。伝存文献との関係については、必ずしも現行のテキストと直結したい面もあり、直接引用の他に相互に共通する材料を用いた場合など多様な可能性を想定しておく必要がある。しかし、いずれにしても『説苑』のすべての章が『説苑雜

事』に存在したと見なすことは困難であり、劉向はもともと法戒書としての性格を備えていた『説苑雜事』に削除改編を加えると同時に、他の著作から法戒の資とするに足る章を増補して『説苑』を編述したと推定される。

「説苑叙録」の「新序と復重する者、其の余の者の浅薄にして義理に中らざるを除去し、別に集めて以て百家の後と為す」とは、こうした状況を述べたものと理解されるのである。

以上のごとき『説苑』編述の状況を踏まえるならば、一号木牘章題・『儒家者言』と『説苑』とに共通する儒家系の説話は、その中心的母体となった『説苑雜事』とは異なる儒家系著作から採録された可能性が高いと考えられる。

これまで「説苑叙録」との関連から、『説苑』を中心に見てきたが、次に『新序』との関係について考察を加えてみよう。ほぼ原本に近い分量を有する『説苑』に対し

て、『新序』は原本のおよそ三分の一が残存するとされ（注10）、また「新序叙録」も伝わらないため、全体の構成や内容、編述の状況については不明な点が多い。ただし、『説苑』の編述にあたって『説苑雜事』から『新序』と重複するものを除いたという「説苑叙録」の記述から、『新序』は『説苑』に先行し、『説苑雜事』と『新序』との間には一定の共通性が存在したことが知られる。

『新序』と『説苑』とは同じ劉向の編述にかかる漢代以前の説話集として、共通した性格をもち、従来、両者は一連の著作として位置付けられてきている。しかし、一号木牘章題・『儒家者言』とに共通する章を分析すると、『新序』と『説苑』との間には顕著な相違が認められる。

まず指摘されるのは、共通する章の数である。『新序』『説苑』と一号木牘章題・『儒家者言』とに共通する章の数を示すと「表1」のごとき結果が得られる（注11）。

「表1」『新序』『説苑』と一号木牘章題・『儒家者言』との共通章の数
（一号木牘章題の*は『儒家者言』とも共通）

		一号木牘章題		儒家者言	
新序	説苑				
* 1	31	孔子弟子 0	孔子弟子外 1	4	孔子弟子 0
-----	-----	孔子弟子 30	孔子弟子外 1	-----	孔子弟子 15
					孔子弟子外 1

現行『新序』が原本のおよそ三分の一にあたることや『儒家者言』に多くの缺失が存在することなど、資料上の問題を十分に考慮しておく必要があるが、ほぼその全体を把握しうる一号木牘章題において『新序』との共通する章が一章に止まり、『儒家者言』についても一定の数値の開きが認められることを踏まえるならば、『新序』に比べて『説苑』と一号木牘章題・『儒家者言』との間により密接な関係が想定されよう。

さらに、それぞれの共通章の登場人物に注目すると、『説苑』の大部分が孔子や弟子以外的人物であるのに対し、『新序』はそのすべてが孔子や弟子以外の人物であるという顕著な相違が見いだされる。『新序』と一号木牘章題とに共通する一章は、楚の白公勝の乱において臣道を貫いた屈廬の言行からなり、前稿において指摘したごとく、孔子の教えを体現する人物を主題とした儒家的性格をもつ説話と見なされる。また『新序』と『儒家者言』とに共通する四章のうち、一号木牘章題とも共通する一章をのぞく三章は、本稿第一章において検討を加えたB・C・Dにあたり、それぞれ湯・文王・晏嬰という孔子が尊崇する聖王や先人の言行が記されている。

『新序』『説苑』と一号木牘章題・『儒家者言』との共

通章に、このような相違が生じた原因については、多様な可能性を考慮する必要があるが、ここでは取り敢えず『新序』の共通章との関連から、以下のごとき二つの場合を想定してみたい。

一つめは、『新序』の共通章が『説苑』と同じく、一号木牘章題・『儒家者言』にかかわる儒家系の著作から採録された場合である。この場合、劉向は『新序』『説苑』の編述に同じ儒家系著作を材料として用いながら、『新序』においては意図的に孔子や弟子が登場する章を排除し、『説苑』では逆に孔子や弟子が登場する章を数多く採録したことになる。

二つめは、『新序』の共通章が『説苑』と異なり、一号木牘章題・『儒家者言』にかかわる儒家系の著作とは別の来源をもつ場合である。この場合、劉向は『説苑』編述の段階においてはじめて一号木牘章題・『儒家者言』にかかわる儒家系著作を材料として用いたことになる。

それでは、この二つのうちのいずれの蓋然性が高いであろうか。まず、前者の場合に問題として指摘されるのは、劉向が『新序』の編述において孔子や弟子が登場する章をことさらに排除しなければならない理由が見いだされない点である。すでに指摘されるごとく、『新序』の説話には多様な思想傾向が見られるが、その根幹は儒家

思想であり、現行『新序』にも少数ながら孔子や弟子の言行にかかわる章が認められる。したがって、前者が成立する余地はほとんどないであろう。

これに対して後者の場合は、先に述べた『新序』との共通章にはすべて孔子や弟子以外の人物が登場するといふ特色に加えて、

(一)『儒家者言』と『新序』とに共通する四章のうち三章は、先行の一号木牘章題に見られない。

(二)残存章数が少ないにもかかわらず、一号木牘章題に比して『儒家者言』に孔子や弟子以外の人物が登場する説話が増加している。

などの点から、孔子や弟子の説話を中心として成立した祖本に、他の人物が登場する説話が増補されていく過程を想定することができる。したがって一号木牘章題・『儒家者言』と『新序』とが、並行的にそれぞれ共通の説話を採録した可能性は、必ずしも否定し得ないであろう。

この問題については、さらに慎重な検討を要する部分も残されているが、いずれにしても一号木牘章題・『儒家者言』との比較を通して、従来ともすれば姉妹編としての共通性のみが注目されてきた『新序』と『説苑』との相違点が浮き彫りにされたことは注目に値する。すなわち、先行の『新序』に比べて『説苑』には、一号木牘章

題・『儒家者言』にかかわる儒家系著作から、孔子や弟子の言行を中心とする説話が数多く採録され、その結果、すでに『新序』に萌芽の見られた故事説話集と儒家説話集との融合が、『説苑』において一層明瞭な形で進化したと見なされるのである。初歩的な統計であるが、孔子が登場する章の数は『新序』の五章に対して『説苑』では一一三章に上る。『新序』が原本の三分の一であるという資料上の問題を考慮するとしても、かかる顕著な差異の背後には、上述のごとき編述に用いた材料の相違があったと見るのが妥当であろう。

以上、本章では一号木牘章題・『儒家者言』と『新序』『説苑』との関係について考察を加えた。次章では『孔子家語』との関係について考察を加えてみたい。

三 『孔子家語』との関係

『孔子家語』については、『漢書』芸文志（六芸略、論語）に「孔子家語二十七卷」とあり、漢代にその著作が存在したことが知られる。しかし、顔師古『漢書』注が「今有る所の家語には非ず」と述べるごとく、現行の今本『孔子家語』十卷が『漢書』芸文志所載の古本『孔子家語』と異なり、魏の王肅の手になることは、長らく定

説とされてきた。ところが、一号木牘章題や『儒家者言』の出土により、今本『孔子家語』と対応する内容をもつ著作が西漢期に存在したことが明らかとなり、近年の中國においては、王肅偽作説を否定し、今本『孔子家語』の資料性を再評価する動きが高まっている。そのなかでもとくに注目されるのが、今本『孔子家語』は孔安国の編述になるとする胡平生氏の見解である。胡氏の見解の根幹は、一号木牘章題と二号木牘章題および『説類』簡とを同種の著作と見なし、それを今本『孔子家語』の「孔安国序」が記す「孔子之語及諸國事・七十二弟子之言、凡百餘篇」の一部と見て、孔安国の『孔子家語』編述の母体と解する点にある。しかし、前稿において指摘したごとく、一号木牘章題と二号木牘章題および『説類』簡とは、編述意図を異にする別種の著作であり、これらを「孔安国序」に見える「孔子之語及諸國事・七十二弟子之言、凡百餘篇」の一部とする見解は成立し難い。したがって、一号木牘章題と二号木牘章題および『説類』簡によつて、「孔安国序」の信憑性を裏付け、今本『孔子家語』の孔安国編述を立証することは困難であると考えられる。

今本『孔子家語』の問題点は、本文の面においても指摘される。一号木牘章題・『儒家者言』の本文の多くが、

今本『孔子家語』と相違し、『説苑』『新序』との間に密接な共通性を示すことは、すでに複数の先学によつて明らかにされている。例えば、韓自強「一号木牘《儒家者言》章題釈文考証」（『阜陽漢簡《周易》研究』所収）は、

從《儒家者言》章題和定縣炭簡內容來看，《説苑》裏保存的這些《儒家者言》的內容還是比較原始的。《孔子家語》和其他漢代著作所引用的內容，多有所增刪加工的痕跡，因此，《説苑》裏保存的原始材料，亦顯得真實寶貴。

と述べ、一号木牘章題と『儒家者言』との比較から、『説苑』本文が原初的であるのに対し、今本『孔子家語』には多く増刪加工の痕跡が見られることを指摘している。

また、寧鎮疆「由《民之父母》與定州・阜陽相關簡牘再說《家語》的性質及成書」（『上海博物館藏戰國楚竹書研究』編）上海書店出版社、二〇〇四年）は、今本『孔子家語』『説苑』と一号木牘章題・『儒家者言』とに共通する章について「（一）今本《家語》將兩個獨立的部分份拼湊・整合到一起」「（二）將散文改成對偶句」との二つの観点から詳細な比較分析を試み、『説苑』は一号木牘章題・『儒家者言』とよく合致し、本文や構成のすべての面において原初的な性質を反映しているのに対し、今本『孔子家語』

語』の本文には大きな改変の痕跡が認められることを指摘している(注12)。

こうした本文の傾向は、本文中の孔子に対する呼称にも端的に表れている。一号木牘章題・『儒家者言』と『説苑』・今本『孔子家語』に見える孔子の呼称を整理すると「表2-①②」のごとき結果が得られる。

「表2-①」 阜陽木牘と『儒家者言』・『説苑』・今本『孔子家語』との孔子の呼称の比較
(算用数字は章数、一は缺損などにより用例が見られないことを示す)

14	13	12	11	9	8	7	4	3	1	阜陽木牘
孔子	孔子	孔子	中尼	一	一	中尼	孔子	子	子	
		11	10		9		12			儒家者言
		子	中尼		一		孔子			
尊賢	權謀	善説	貴徳	善説	雜言	復恩				説苑
孔子	孔子	仲尼	仲尼	仲尼	孔子	孔子				
賢君	困誓				困誓					孔子家語
孔子	孔子				孔子					

47	46	44	42	41	40	38	37	35	33	32	28	26	25	24	23	22	21	20	19	17	15
孔子	孔子	中尼	中尼	孔子	一	孔子	孔子	一	子	中尼	孔子	中尼	孔子	子	孔子	子	子	孔子	中尼	孔子	孔子
		15			4	7					6				2				14		
		孔子			子	一					孔子				孔子				中尼		
		雜言	雜言	政理	立節	尊賢				雜言	貴徳		尊賢	雜言	臣術	雜言	建本	雜言	雜言	雜言	
		仲尼	仲尼	孔子	孔子	孔子				仲尼	孔子		孔子	孔子	孔子	孔子	孔子	孔子	仲尼	孔子	孔子
		子路初見	六本			賢君		三恕		六本	致思		賢君	致思	困誓	困誓	致思	致思	子路初見		六本
		孔子	孔子			孔子		孔子		孔子	孔子		孔子	孔子	孔子	孔子	孔子	孔子	孔子	孔子	孔子

「表2-②」『儒家者言』と阜陽木牘・『說苑』・今本『孔子家語』との孔子の呼称の比較

25	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	4	3	2	儒家者言	阜陽木牘	說苑	孔子家語
孔子	孔子	中尼	一	孔子	子	中尼	—	—	—	孔子	子	—	孔子	23	孔子	臣術	孔子
44	19		4	12	11	8			38	28	40					孔子	孔子
中尼	中尼		孔子	孔子	中尼	—		孔子	孔子	—	立節	建本	臣術			孔子	孔子
修文	雜言	雜言	雜言	雜言	善說	善說	敬慎	尊賢	貴德	孔子	孔子	孔子	孔子			孔子	孔子
仲尼	仲尼	仲尼	孔子	孔子	仲尼	仲尼	孔子	孔子	孔子	孔子	孔子	孔子	孔子			孔子	孔子
子路初見	子路初見	六本	困誓	困誓			觀周	賢君	致思	致思	六本	六本	困誓			孔子	孔子
孔子	孔子	孔子	孔子	孔子			孔子	孔子	孔子	孔子	孔子	孔子	孔子			孔子	孔子

一号木牘章題・『儒家者言』には、孔子の呼称として「孔子」「子」「中尼」の三種があり、「子」を「孔子」の略称として一括すると、『儒家者言』には「孔子(子)」が七

例、「中尼」が二例、阜陽木牘には「孔子(子)」が二十例、「中尼」が七例見える。これを『說苑』と比較すると一号木牘章題は対応する十九例のすべてが合致し、『儒家者言』は対応する八例中七例が合致している。『儒家者言』八例中、唯一合致しない一例は『儒家者言』十五の「孔子」を『說苑』修文が「仲尼」に作るものであるが、対応する一号木牘章題第四十四章は「中尼」に作って逆に『說苑』と合致しており、漢代のテキストにも異同が存在したことが知られる。これに対して、今本『孔子家語』は対応箇所すべてを「孔子」に作り、「仲(中)尼」の呼称は見いだされない(注13)。こうした状況は、『說苑』が原資料の呼称をかなり忠実に伝えるのに対し、今本『孔子家語』は一定の統一が図られた痕跡を示すものであり、今本『孔子家語』の後代性は呼称の分析からも裏付けられる。

このように、一号木牘章題・『儒家者言』と今本『孔子家語』との間には、本文の面においても直接的な関係を見いだすことはできず、むしろ一号木牘章題・『儒家者言』は、『說苑』に比して今本『孔子家語』の本文の後代性を強く示唆する。したがって、一号木牘章題・『儒家者言』は、今本『孔子家語』偽作説を否定し、その原型が漢代に存在したことを実証する資料ではあっても、決して今

本『孔子家語』自体が漢代までさかのぼることを実証する資料ではないのである。

それでは次に、一号木牘章題・『儒家者言』と『漢書』芸文志所載「孔子家語二十七卷」との関係を考察してみよう。ここで注目されるのは、『儒家者言』を竹簡『家語』と称し、一号木牘章題・『儒家者言』を『孔子家語』の原型と見なす李学勤氏の見解である。李氏は、『儒家者言』と劉向校書との時期的差異が三十年足らずであることから、『儒家者言』は『漢書』芸文志が著録する「孔子家語二十七卷」の一部かあるいは摘抄本である可能性を指摘する。その傍証として『儒家者言』に劉向が編述した『說苑』『新序』と同じ内容が少なからず見えることを挙げ、『漢書』芸文志（六芸略、論語）が収録する書物のうち、孔門の師弟の言行を記したものは『論語』以外では『孔子家語』のみであることから、定州漢墓において『論語』とともに出土した『儒家者言』は『孔子家語』に帰することができ、今本『孔子家語』は竹簡本の基礎の上に数次にわたる増補編纂を経て形成されたとしている^{注4}。

この李氏の見解は一号木牘章題公表以前に出されたため、一号木牘章題の性格や『儒家者言』との関係については未だ十分な検討が加えられておらず、また一号木牘

章題・『儒家者言』と『新序』『說苑』との関係についても検討の余地が残されていた。しかし、前章までの検討によって、一号木牘章題と『儒家者言』とは同種の儒家系著作であり、『說苑』との共通章は、この儒家系著作からの採録と見なされることが明らかとなり、李氏の見解の妥当性はさらに高まったと言えよう。この見解を踏まえるならば、劉向が『說苑』編述の材料とした一号木牘章題・『儒家者言』にかかわる儒家系著作が『漢書』芸文志所載の古本『孔子家語』であつた蓋然性は高いと考えられる。ただし、古本『孔子家語』の実体を解明する直接的な手がかりが得られない以上、現時点ではそれを断定することは困難としなければならない。

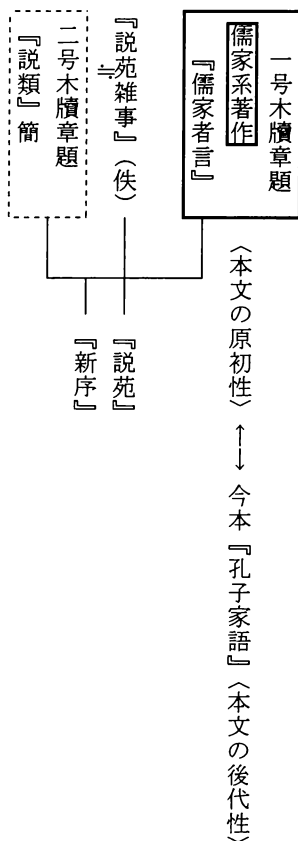
結 語

以上、本稿では一号木牘章題と『儒家者言』との関係を明らかにし、『新序』『說苑』や今本『孔子家語』などの伝存文献との関係について検討を加えた。本稿で取り上げた文献の関係を簡略に図示し、検討の結果を箇条的にまとめると以下のごとくである。

○阜陽簡牘・『儒家者言』と伝存文献との関係

(一) 本文の共通性が認められる文献 ⇔ 関連が想定される文献

古本『孔子家語』(佚)



(一) 一号木牘章題と『儒家者言』とは同種の儒家系著作と見なされ、一号木牘章題の書写年代から、その祖本は西漢文帝期以前の成立と推定される。

(二) 二号木牘章題・『説類簡』との比較から、『説苑』の中心的母体となった『説苑雑事』は、春秋戦国期の故事を中心とする説話集であり、儒家的な色彩は比較的希薄であったと見なされる。

(三) 一号木牘章題・『儒家者言』と『新序』とに共通する章には、孔子や弟子が登場しないという顕著な特

徴が認められ、これらは一号木牘章題・『儒家者言』にかかわる儒家系著作とは別の来源をもつ可能性が指摘される。

(四) 一号木牘章題・『儒家者言』と『説苑』とに共通する章の多くは、一号木牘章題・『儒家者言』にかかわる儒家系著作から採録されたものと見なされ、その結果『新序』に比して『説苑』においては、故事説話集と儒家説話集との融合が一層明瞭な形で進行したと考えられる。

(五) 一号木牘章題・『儒家者言』と『説苑』・今本『孔

子家語』とに対応する本文を比較すると、一号木牘章題・『儒家者言』と『說苑』との間には緊密な共通性が認められるのに対し、今本『孔子家語』には後代性が認められ、少なくとも今本『孔子家語』と一号木牘章題・『儒家者言』との間に直接的な関係は見いだされない。

(六) 李学勤氏の指摘と本稿の検討結果とを踏まえるならば、『說苑』編述の材料となつた一号木牘章題・『儒家者言』にかかわる儒家系著作が、『漢書』芸文志所載の古本『孔子家語』である蓋然性は高いと考えられる。

近年の出土文献は『六韜』『尉繚子』『晏子春秋』など、長らく後代の偽書とされてきた著作の復権・再評価に大きな役割を果たしている。王肅の偽作としてその資料性が必ずしも十分に評価されてこなかった今本『孔子家語』についても、一号木牘章題・『儒家者言』の出土により、その原型が西漢期に存在したことが実証され、従来の偽作説が否定されたことは、『孔子家語』研究の画期的進展として注目に値する。

しかし、重ねて強調しておきたいのは、一号木牘章題・『儒家者言』は決して今本『孔子家語』が孔安国の編述

であることを立証し、それ自体が漢代に溯ることを裏付け得る資料ではないという点である。確かに胡平生氏が提起した孔安国編述説は、検討すべき仮説の一つであり、前稿および本稿の結論に従った場合においても、すでに文帝期以前に存在していた『孔子家語』の原型となる儒家系著作に、孔安国が整理・加工を加えて今本『孔子家語』の原本が成立した可能性も十分に考慮される。しかし現時点において、それはあくまでも仮説の域を出ず、孔安国の編述を前提として今本『孔子家語』を論ずることについては、なお慎重な態度が要求されよう。一号木牘章題・『儒家者言』と今本『孔子家語』との比較から断定し得るのは、今本『孔子家語』の本文に後代性が認められるという事実であり、この後代性がどの時点において、あるいはいかなる経緯によつて生じたかを判定する明確な根拠は、今のところ見いだし難いのである(注15)。

むしろ、こうした状況においてあらためて重視すべきは、一号木牘章題・『儒家者言』の出土によつて、今本『孔子家語』の素材となつたと見なされる、より原初的な本文が『說苑』中にまとまつて保存されているという事実が判明した点である。しかも本稿の検討によれば、それらは古本『孔子家語』と関連をもつ儒家系著作から採録された可能性が指摘される。したがって、今後は儒家思

想研究資料としての『説苑』の価値を再評価するとともに、新たな段階を迎えた『孔子家語』研究においても、比較資料としての『説苑』の意義を十分に認識する必要があると考えられる。

注

(1) 後述のように韓自強『阜陽漢簡《周易》研究』(上海古籍出版社、二〇〇四年)は、「附録一」「附録二」において、両木牘章題を一号木牘『儒家者言』章題・二号木牘『春秋事語』章題と仮称している。これは両木牘章題と定州漢墓竹簡『儒家者言』・馬王堆漢墓帛書『春秋事語』との関連を踏まえたものであるが、この名称ではそれぞれの木牘章題があたかも『儒家者言』や『春秋事語』の章題であるかのごとき誤解を生じることが懸念される。したがって本稿では、単に一号木牘章題・二号木牘章題と表記することとした。また、二号木牘章題との類似性が指摘される竹簡については、先行の胡氏が『説類雑事』と仮称し『説類』簡と略記するのに従った。

(2) 定州四十号漢墓竹簡については、河北省文物研究所「河北定県40号漢墓発掘簡報」、定県漢墓竹簡整理組「定県40号漢墓出土竹簡簡介」(『文物』一九八一年第八期)参照。

(3) 本稿における引用は以下のテキストによる。出土文字資料については、比較の便宜上、重文・合文を通行の表記に改め、一部の文字を通行の字体に改めた。

・一号木牘章題……韓自強『阜陽漢簡《周易》研究』所収「附録一 阜陽西漢汝陰侯墓一号木牘《儒家者言》章題」所収の図版・摹本・釈文

・『儒家者言』……定県漢墓竹簡整理組『儒家者言』釈文「定県40号漢墓出土竹簡摹本(図八—一一)」(『文物』一九八一年第八期)釈文中の「」は、釈文作成後、一九七六年の地震により原簡が損失した部分を示す。

・「新序」……『四部叢刊初編子部』上海商務印書館縮印平湖葛氏伝模堂藏明鈔本

・『説苑』……『四部叢刊初編子部』上海商務印書館縮印江南圖書館藏明翻宋刊本

・『韓詩外伝』……『四部叢刊初編經部』上海商務印書館縮印明沈氏野竹斎刻本

(4) 『儒家者言』と現存文献との内容上の対応関係については、定県漢墓竹簡整理組『儒家者言』釈文「『文物』一九八一年第八期」参照。

(5) この残簡の番号は『儒家者言』釈文に記載されていない。

(6) 『論語』顔淵篇第二十二章にみえる湯に関する記述は、孔

子の発言中のものではないが、「知」についての質問に対する孔子の回答の意味を樊遲に問われた子夏が、舜とともに湯と伊尹の例を出して説明しており、孔門において湯が聖王として共通理解されていたことを示している。

(7) 『管子叙録』の訓読は、嚴可均『全上古三代秦漢三國六朝文』全漢文卷三十七（広州広雅書局刻本）による。

(8) 『漢書』劉向伝の訓読は、王先謙『漢書補注』本による。

(9) 『說苑叙録』の訓読は、嚴可均『全上古三代秦漢三國六朝文』全漢文卷三十七（広州広雅書局刻本）による。

(10) 現行の『新序』を校定した宋の曾鞏「新序目錄序」に「劉向所集次新序三十篇錄一篇、隋唐之世尚爲全書。今可見者十篇而已。臣既考正其文字、因爲其序論」（『元豊類藁』卷十一）とあり、これに従えば現行の『新序』は原本の三分の一に相当することになる。

(11) なお、一号木版章題第十二章および『儒家者言』十一は、『說苑』權謀と『魏志』劉廙伝注所引『新序』佚文との両者と内容上の対応関係をもつ。しかし、本文を比較すると『說苑』權謀との間には密接な共通性を有するのに対し、『新序』佚文との間には相違点が多く、直接的な関係を認めがたい。したがって『新序』の統計には含めなかった。

(12) ただし、寧氏は胡氏の説に立脚して、この相違の原因を『說苑』と今本『孔子家語』とが同じ材料を用いながら異

なった方式で整理したためと解している。

(13) 今本『孔子家語』全体では、「孔子」以外に「夫子」の呼称も見られる。

(14) 李学勤「新發現簡帛与漢初學術史的若干問題」（『烟台大學學報』哲社社会科学版、一九八八年第一期、『李学勤學術文化隨筆』中国青年出版社、一九九九年再收）、竹簡《家語》與漢魏孔氏家語「八角廊漢簡儒書小議」（『簡帛佚籍與學術史』時報文化出版企業有限公司、一九九四年）参照。

(15) したがって今本『孔子家語』の成立については、古文『尚書』『孔叢子』と同様、孔安国・孔僖・孔季彦・孔孟等、孔氏学者の手によって続成され、長期にわたる編纂・改変・増補の過程を経て成立したとする李学勤氏の見解が、現時点における穏当な理解であると言えよう（前掲注（14）「竹簡《家語》與漢魏孔氏家語」参照）。

〔付記〕本稿は、平成十七年度科学研究費補助金 基盤研究（C）「戦国秦漢筆記文字の基礎的研究」による研究成果の一部である。